

京都市告示第497号

京都市障害者スポーツセンターの指定管理者である公益財団法人京都市障害者スポーツ協会から、京都市障害者スポーツセンター条例第4条の規定に基づき、供用時間及び休所日の変更について、次のとおり申請があったため、これを承認します。

令和6年11月11日

京都市長 松井 孝治

1 供用時間の変更

令和7年12月21日（日）は、開所時間のうち、午後5時から午後9時までを閉所する。

2 臨時休所をする日

令和7年5月12日（月）、同月14日（水）、同月15日（木）、10月23日（木）、同月24日（金）、同月25日（土）及び同月26日（日）を臨時休所する。

（保健福祉局障害保健福祉推進室）